**マイナンバー制度開始にあたっての留意点**

（全ての方に該当します）

**【 1 】平成27年10月～12月の間（個人番号通知カードの受取）**

　(1) 平成27年10月以降、皆さんのご住所（住民票記載の住所）にご家族全員分の「個人番号通知カード」が入った簡易書留が届きます。

　　★その簡易書留は必ず受け取ってください。

　　★大学等で離れて生活されている子どもさん等（扶養家族になっている方）の住民票が現地に異動されている場合には、次のことをお伝えください。

　　　　① 必ず受け取ること

　　　　② 紛失しないこと

　　　　③「通知カードのコピー」と「身分証明書（免許証、学生証、健康保険証等）のコピー」を実家に送ること

　　　　④ アルバイト先から提示を求められること

**【 2 】「個人番号通知カード」を受け取った後**

　(1) 社会保障、税の手続きで行政機関や勤務先に提示する以外は、通知カードに記載されているマイナンバーを他人に絶対教えないでください。

　　★「税・社会保障」以外でのマイナンバーの利用はありませんので、レンタルビデオ店や携帯電話ショップ等が「マイナンバー」を見ることはありません。

　(2)「個人番号通知カード」は、絶対に紛失しないように管理してください。

**【 3 】平成27年11月～12月（年末調整の時期）**

　　今年の年末調整にあたって、次のことをお願いします。

　　　① ご自分および扶養家族のマイナンバーを、平成28年分の扶養控除等申告書に記載してもらいます。

　　　② ご自分および扶養家族の「個人番号通知カード」のコピーを提出してもらいます。

**【 4 】平成28年1月以降（「個人番号カード」の発行申請）**

　　市町村役場への申請により、「個人番号通知カード」に替えて「個人番号カード」を発行してもらえます。

　　　★「個人番号カード」は写真入りで、身分証明書として利用できます。

　　　★「個人番号通知カード」は写真無しのため、身分証明書にはなりません。よって、「個人番号通知カード」を提示する必要があるときには、併せて「身分証明書（免許証、健康保険証等）」を提示する必要があります。

**【 5 】平成28年1月以降**

　　マイナンバーの運用がスタートします。